

(4) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率

指 標 名		算定比率	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率		－%	11.26%	20.00%
連 結 実 質 赤 字 比 率		－%	16.26%	30.00%
実 質 公 債 費 比 率		2.5%	25.0%	35.0%
将 来 負 担 比 率		61.2%	350.0%	
資 金 不 足 比	水 道 事 業	－%	20.0%	
	病 院 事 業	－%	20.0%	
	公 共 下 水 道 事 業	－%	20.0%	

注1 実質赤字比率・連結実質赤字比率・資金不足比率の算定比率は、黒字のとき「－」で表示。

注2 公営企業の資金不足比率の「早期健全化基準」は、「経営健全化基準」に読み替える。

注3 早期健全化基準を超えた場合、財政健全化計画を策定し、毎年度その実施状況を外部監査に付して議会に報告する。

注4 財政再生基準を超えた場合、国の同意が必要となる財政再生計画を策定し、毎年度国の関与のもとで財政再建を実施する。

1 実 質 赤 字 比 率 ～普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} (\triangle 2,626,817 \text{千円})}{\text{標準財政規模} (49,394,758 \text{千円})} = \triangle 5.31\% \leq 0$$

2 連 結 実 質 赤 字 比 率 ～全会計を対象とした実質赤字及び資金不足額の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} (\triangle 8,556,419 \text{千円})}{\text{標準財政規模} (49,394,758 \text{千円})} = \triangle 17.32\% \leq 0$$

3 実 質 公 債 費 比 率 ～普通会計の地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額}}$$

平成26年度：1.9%、平成27年度：2.7%、平成28年度：2.9%、

3か年平均：2.5% = (1.9% + 2.7% + 2.9%) ÷ 3 = 2.5%

4 将 来 負 担 比 率 ～普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率} &= \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額}} \\ &= \frac{15,348,995 \text{千円} - (11,374,200 \text{千円} + 24,081,637 \text{千円} + 53,067,912 \text{千円})}{49,394,758 \text{千円} - 5,604,311 \text{千円}} = 61.2\% \end{aligned}$$

5 資 金 不 足 比 率 ～公営企業の経営指標として「資金の不足額」の「事業規模」に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

$$〔水道事業〕 = \frac{(702,896 \text{千円} + 0 - 2,437,460 \text{千円}) - 0}{3,148,059 \text{千円} - 33,237 \text{千円}} = \triangle 55.6\% \leq 0$$

$$〔公共下水道事業〕 = \frac{(593,399 \text{千円} + 0 - 1,764,142 \text{千円}) - 0}{2,788,353 \text{千円} - 0} = \triangle 41.9\% \leq 0$$

$$〔病院事業〕 = \frac{(1,168,541 \text{千円} + 0 - 3,252,275 \text{千円}) - 0}{12,832,723 \text{千円} - 0} = \triangle 16.2\% \leq 0$$